次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人市之瀬学園

当学園では、次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるよう、仕事と子育ての両立支援を推進するとともに、働きやすい雇用環境の整備を図ることを目的として、次の３つの目標の達成を目指します。

１，計画期間

令和８年４月１日～令和１３年３月３１日までの５年間

２，内容

①　育児休業取得率、男性５０％以上・女性１００％の維持

<対策>

・２０２６年　４月～　男性も育児休業を取得できることの再通知

・２０２６年　４月～　育児休業取得予定者及び復職予定者に対し個別フォローの実施

②　法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計数月３０時間未満

<対策>

・２０２６年　４月～　教職員の勤務表を確認し、時間外及び休日労働の実態把握

・２０２６年　９月～　教職員の業務効率化に向けて取組実施

１９時以降の退勤者に対し注意喚起

③　全教職員の有給休暇取得率　８０％以上

<対策>

・２０２６年　４月～　教職員の年次有給休暇の取得状況の把握

・２０２６年　７月～　計画的な取得に向けて管理職を対象とした研修の実施

・２０２６年１０月～　有給取得の少ない教職員へ取得促進、個別フォローの実施